

支援する会ニュース

「年金引き下げ違憲訴訟を支援する大阪の会」

支援する会事務局
第16号

2017. 6. 12

〒530-0041 大阪市北区天神橋1-13-15 大阪グリーン会館6階 TEL06-6354-7207 FAX06-6354-7746

若い人も高齢者も安心できる年金制度を 心打つ原告の意見陳述

第7回
年金裁判



若者にまともな年金制度手渡したい 永井原告団長、村崎副団長が訴え

6月9日(金)午後3時からの第7回「年金引き下げ違憲訴訟」に先立って、12時30分から30分間、淀屋橋上で約40数人の組合員が恒例の宣伝行動に参加しました。

昼休みのせわしい中、「年金下げな!」「若い人も安心できる年金を!」と訴えて、大阪市役所の労働者や道行く人にピラを配布し、

宣伝

署名への協力を訴えました。昼食休憩後、裁判所前広場の事前集会には、約150人の組合員が参加しました。

今回は原告Aグループが優先的に入廷しました。今回より交代した裁判官が挨拶をしましたが、満席の傍聴席から溢れる原告を見たときどんな印象を持ったでしょう。

今回の口頭陳述は阿部四郎次さん(此花支部)と松谷治男さん(淀川支部)です。阿部さんは、「緊張と不安でしたが年金者組合の思いをぜひ訴えたいと意識してやりました」。

松谷さんは「若い人も高齢者も安心できる年金制度の確立をとの思いを込めて陳述しました」と語りました。



マクロ経済スライド、年金カット法の廃止を

学者の協力も得て国側(被告)に対する再反論へ

進行協議ふまえ今後の裁判方針報告 喜田弁護士

喜田弁護士は、裁判終了後の進行協議をふまえ、報告しました。

1、協議の中で、被告(国側)より『先行訴訟』と『後行訴訟』を分離するべきだとの意見が出たが、



裁判官は原告(私たち)の主張通り並行審理を決定した。

2、今回は被告の反論書面に対して、こちらは学者の協力を得て再反論をする。

①被告(国側)の「年金が少なければ生活保護がある」との主張に対して、年金制度の成り立ちから考えるべきであり、財産権の侵害を主張する。

②被告(国側)の「世代間格差」の主張に対して、年金財政だけで「格差」を取り出すのは年金引き下げの口実に過ぎないと反論する。

③「マクロ経済スライド」導入の理由づけに「財政検証」があるが、この「検証」の中身に問題があることを論証したい。難しいが、生活保護費引き下げの反論を参考にしたい。



原告の思い裁判官にどう伝えるかが大切 渡辺弁護士

渡辺弁護士は、「裁判官の心に、原告の生き方、思いをどう伝えるかが大切」と強調しました。

本来、個人陳述はさせないところを、前裁判長が陳述のルールを



熱気あふれる報告集会に150人

つくってくれたこと、これを活かし、裁判官が変わっても心を打つ陳述を心掛けてきたことが大切だと指摘。「これから陳述される方は、直接訴えられる機会をめったにないので頑張ってほしい。弁護団の最年長なので、この裁判の途中でやめることのないように健康に注意して頑張ります」。



若い世代も老後の生活保障に強い関心

平和委員会・山本 樹さん

つづいて、平和委員会の山本 樹さん(24)=右上写真=から若い世代を代表して激励と連帯の挨拶がありました。「年金の問題は、私たち若い世代でも現役引退後の生活保障をどうするのかといった重要な問題意識を持っています。私自身は、『年金引き下げ違憲訴訟』に励まされ、ありがたく思っています」「国会では、大臣たちが答弁不能で時間稼ぎをしながら悪法を強行採決しています。平和でなければ福祉は成り立たないと大学で学びました。今こそ、声を上げて一緒に頑張りましょう！」

世論を大きく広げよう

加納書記長

加納書記長から、全日本年金者

組合代表として派遣された、ジュネーブにあるILOの社会権規約委員会への要請行動についての報告がありました

(詳細は『ねんきん新聞』6月号)。

ポルトガルの年金者組合の「年金削減阻止闘争勝利」の経験を報告し、「私たちと共通しているのは、年金世代はどの国でも、『孫子の代に、まともな社会をつかって贈りたい』という思いです。学習会をもっともっと広げて世論を大きくしてほしい」と訴えました。

最後は、中矢副委員長長の発声による「団結がんばろう！」で締めくくりました。



第8回年金裁判 2017年8月10日(木)午後3時～ 大阪地方裁判所202号法廷